

**【引上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源分）  
が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】**

(歳入) 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 120,023千円(A)  
 (歳出) 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 2,505,963千円(B)

(単位:千円)

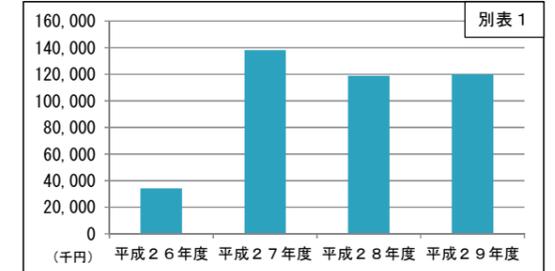
事業名	経費 (C)	財源内訳			
		特定財源		一般財源	
		国庫支出金	その他	引上げ分の 地方消費税 交付金 (C/B×A)	その他
<b>①高齢者福祉事業</b> 地域生活支援事業、門口除雪サービス、高齢者温泉等利用料扶助事務など	25,355	50	18,697	1,214	5,394
<b>②障害者福祉事業</b> 日常生活用具及び補装具給付事務、更生医療扶助事務など	572,841	419,422	3,163	27,436	122,820
<b>③児童福祉事業</b> 児童手当・児童扶養手当支給事務など	208,950	130,179	7,184	10,008	61,579
<b>④ひとり親福祉事業</b> ひとり親医療費扶助事務など	6,915	3,007	1,037	331	2,540
<b>⑤生活保護事業</b> 生活保護支給事務など	596,209	545,469		28,555	22,185
<b>⑥就学援助事業</b> 修学奨励金交付事務、就学援助費扶助事務など	35,858	211	12,208	1,718	21,721
<b>小計(1)</b>	<b>1,446,128</b>	<b>1,098,338</b>	<b>42,289</b>	<b>69,262</b>	<b>236,239</b>
<b>①国民健康保険事業</b> 国民健康保険特別会計への繰出金	171,092	68,270		8,195	94,627
<b>②後期高齢者事業</b> 後期高齢者医療特別会計への繰出金	383,699	61,970	1,879	18,377	301,473
<b>③介護保険事業</b> 介護保険事業特別会計への繰出金	295,675	3,651		14,161	277,863
<b>④介護サービス事業</b> 介護サービス事業特別会計への繰出金	69,168			3,313	65,855
<b>小計(2)</b>	<b>919,634</b>	<b>133,891</b>	<b>1,879</b>	<b>44,046</b>	<b>739,818</b>
<b>①医療事業</b> 市立芦別病院事業会計に対する補助金、特定不妊治療費助成事務など	90,603		3,000	4,340	83,263
<b>②予防対策事業</b> 予防接種、健診、がん検査の実施など	48,113	695	4,212	2,304	40,902
<b>③健康増進対策事業</b> チャレンジデー、ファミリースポーツ大会、市民スキー大会の開催など	1,485		220	71	1,194
<b>小計(3)</b>	<b>140,201</b>	<b>695</b>	<b>7,432</b>	<b>6,715</b>	<b>125,359</b>
<b>合計(1)+(2)+(3)</b>	<b>2,505,963</b>	<b>1,232,924</b>	<b>51,600</b>	<b>120,023</b>	<b>1,101,416</b>

**地方消費税交付金（社会保障財源化分）の推移**

(単位:千円)

年度	平成25年度以前は地方消費税交付金に社会保障財源化分の区分はなし	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
収入額		34,149	138,308	118,885	120,023

地方消費税は、国の税金である消費税と同様に、国内での販売、サービスの提供及び輸入される貨物に対して課される税金です。  
 平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5%から8%に引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。  
 過去の地方消費税交付金(社会保障財源化分)の推移と社会保障4経費及びその他社会保障施策に要する経費の決算額は別表1・2のとおりです。



**社会保障4経費及びその他社会保障施策に要する経費歳出決算額**

